官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働七）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本放送協会落札、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　六二
会社その他
会社決算公告　六三
六五

省令

○法務省厚生労働省令第七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十一日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久